

# 債券発行概要書(発行者情報)

---

(平成 29 年中間事業年度)

自 平成 29 年4月 1 日

至 平成 29 年9月 30 日

— 発行者 —



地方公共団体金融機構

Japan Finance Organization for Municipalities

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行者情報 平成 29 年中間事業年度」(以下「本発行者情報概要書」といいます。)は、地方公共団体金融機構法(平成 19 年 5 月 30 日法律第 64 号。以下「機構法」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構法を指します。)第 40 条第 1 項に基づき発行する債券(以下「機構債券」といいます。)の発行者である地方公共団体金融機構(以下「機構」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改組前の地方公営企業等金融機構を指します。)の経理の状況、その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を平成 29 年 9 月 30 日時点の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、平成 29 年 9 月 30 日現在において判断したものです。
2. 当機構は、機構債券のうち政府保証のない一般担保付公募債(以下「地方金融機構債」といいます。)を発行の都度、当該地方金融機構債ごとに「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」(以下「各証券情報概要書」といいます。)を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する地方金融機構債に関する詳細が記載されます。地方金融機構債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行者情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 機構債券については、金融商品取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号)第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行者情報概要書は、機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令(平成 20 年 7 月 31 日総務省令第 87 号。以下、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令を指します。)に定める財務諸表、事業報告書及び決算報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行者情報概要書には当機構の財務諸表を記載していますが、これは機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令に依拠して作成したものです。当該財務諸表は、機構法第 37 条第 1 項に基づき、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けておりますが、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けていません。

#### 本発行者情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

電話番号 03-3539-2696

地方公共団体金融機構 資金部 資金課

## 目 次

第一部【法人情報】	1
第1【法人の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
3【従業員の状況】	2
第2【事業の状況】	3
1【業績等の概要】	3
2【対処すべき課題】	16
3【事業等のリスク】	31
4【経営上の重要な契約等】	33
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	33
第3【設備の状況】	34
1【主要な設備の状況】	34
2【設備の新設、除却等の計画】	34
第4【機構の状況】	34
1【出資金等の状況】	34
2【役員の状況】	35
第5【経理の状況】	35
【中間財務諸表等】	36
(1)【中間財務諸表】	36
①【中間貸借対照表】	36
②【中間損益計算書】	37
③【中間純資産変動計算書】	38
④【中間キャッシュ・フロー計算書】	40
(2)【主な資産及び負債の内容】	86
(3)【その他】	86
第6【機構の参考情報】	86
中間監査報告書	巻末

## 第一部【法人情報】

### 第1【法人の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
決算年月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成28年3月	平成29年3月
経常収益 (百万円)	205,019	189,305	174,582	407,972	376,497
経常利益 (百万円)	84,744	78,813	75,345	168,933	160,213
当期純利益 (百万円)	13,659	12,234	11,346	30,197	27,878
出資金 (百万円)	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額 (百万円)	188,378	228,065	252,654	216,187	241,082
総資産額 (百万円)	24,668,696	24,874,418	25,111,969	24,643,371	24,786,267
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	117,898	263,763	452,652	174,764	277,268
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	20,894	135,885	49,758	434,642	68,789
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	38	△297,006	△196,442
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	538,003	1,111,260	1,363,677	711,611	861,226
職員数 (人)	88	90	88	87	91

(注) 1. 当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

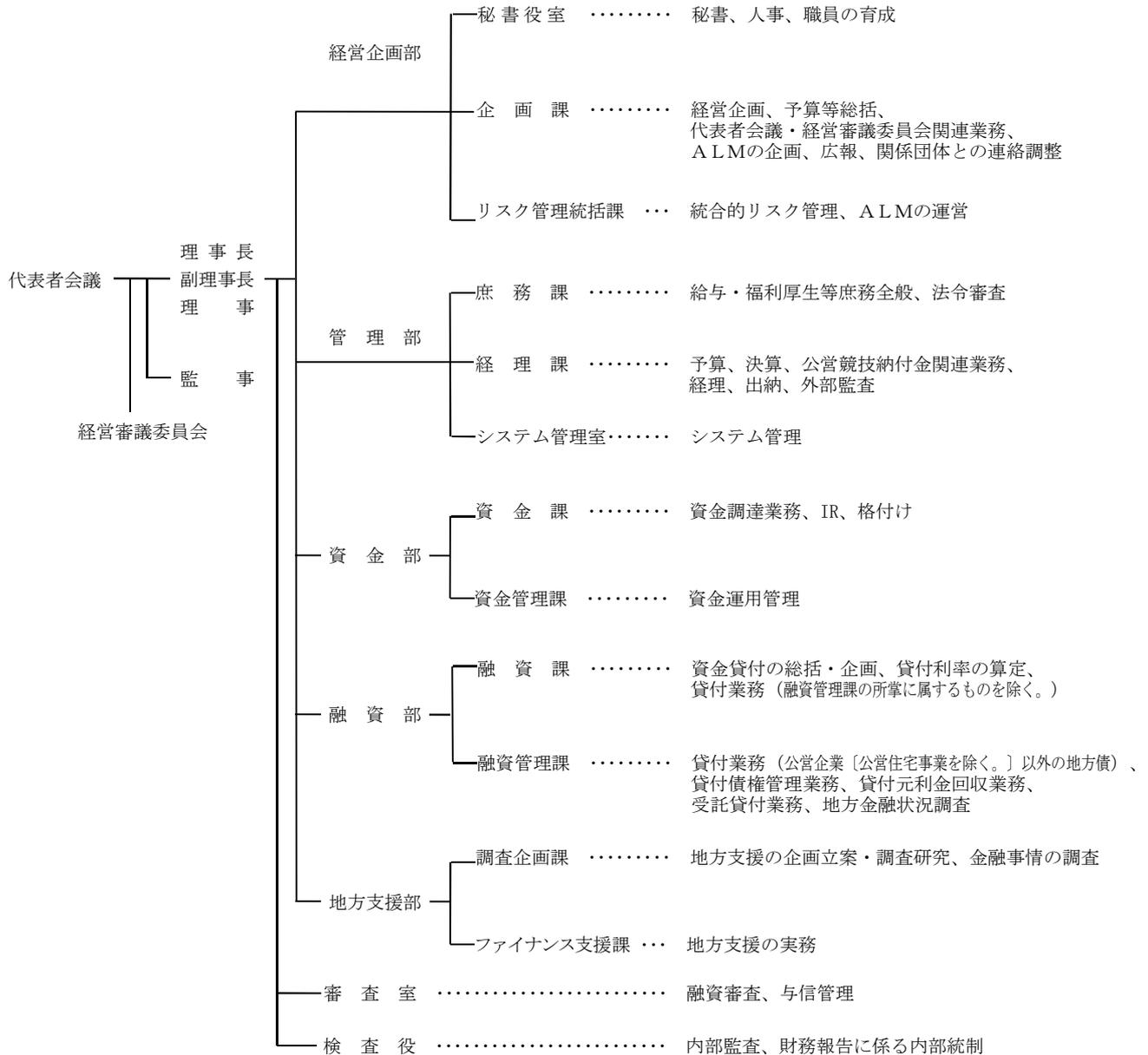
2. 当機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

3. 公営企業金融公庫（以下「公庫」といいます。）の出資金166億円（全額政府出資）については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。当機構の出資金は、全地方公共団体（都道府県・市区町村）の出資によるものです。

## 2【事業の内容】

当中間事業年度において、当機構の業務の内容について重要な変更はありません。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 29 年 9 月 30 日現在)



## 3【従業員の状況】

平成 29 年 9 月現在における当機構の職員数は、88 人となっております。なお、職員の給与については、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### ①業績

当中間事業年度の業績は以下のとおりです。

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は1,745億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益1,744億円です。また、経常費用は992億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用951億円です。

この結果、経常利益は753億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰入れのための取崩額2,200億円及び公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額33億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円及び公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額673億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は113億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の25兆1,119億円、負債の部につきましては、債券等の24兆8,593億円、純資産総額につきましては、地方公共団体出資金等2,526億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが4,526億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが497億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローが0億円の収入となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は1兆3,636億円となりました。

## ②貸付業務の概要

### (地方債計画の概要)

平成 29 年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

その結果、平成 29 年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額 11 兆 6,445 億円規模とされ、そのうち一般会計債は 5 兆 63 億円、公営企業債は 2 兆 5,130 億円、臨時財政対策債は 4 兆 452 億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債及び臨時財政対策債について、1 兆 8,117 億円が計上されました。

### (貸付計画)

平成 29 年度の貸付計画は、1 兆 7,400 億円としました。

### (貸付けの概況)

#### ・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付は、5,583 件、7,128 億 44 百万円行いました。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、62.3%を占めております。

同意・許可前貸付は、行いませんでした。

#### ・短期貸付

短期貸付は、行いませんでした。

#### ・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付は、19 億 43 百万円行いました。

### (元利金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度 9 月 20 日及び 3 月 20 日に行っております。当中間事業年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金 219,544 件、8,342 億 99 百万円、利息 248,167 件、1,753 億 81 百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金 99 件、14 億 38 百万円を収納しました。その理由は、借入団体からの申出によるもの及び貸付金が過大であると判明したもの等です。なお、補償金として 1 億 47 百万円を収納しました。

平成 29 年 9 月末における公社貸付を含む長期貸付残高は 247,231 件、23 兆 5,971 億 28 百万円で、その事業別残高は下表「当中間事業年度末事業別長期貸付残高」のとおりです。

また、平成 29 年 9 月末における受託貸付残高は 20,614 件、2,887 億 60 百万円となりました。

平成 29 年度地方債計画資金区分  
(通常収支分)

(単位：億円)

項 目	平成 29 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,443	4,637	446	11,360
2 公営住宅建設事業	1,130	292	120	718
3 災害復旧事業	873	873	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	1,192	315	1,884
(1) 学校教育施設等	1,245	614	87	544
(2) 社会福祉施設	383	0	143	240
(3) 一般廃棄物処理	656	446	85	125
(4) 一般補助施設等	567	132	0	435
(5) 施設（一般財源化分）	540	0	0	540
5 一般単独事業	21,927	0	4,090	17,837
(1) 一般	2,795	0	106	2,689
(2) 地域活性化	690	0	108	582
(3) 防災対策	871	0	136	735
(4) 地方道路等	3,221	0	319	2,902
(5) 旧合併特例	6,200	0	965	5,235
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	3,150	0	778	2,372
6 辺地及び過疎対策事業	4,975	4,593	0	382
(1) 辺地対策	475	475	0	0
(2) 過疎対策	4,500	4,118	0	382
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調整	100	0	0	100
計	49,884	11,587	4,971	33,326
二 公営企業債				
1 水道事業	5,043	2,570	1,829	644
2 工業用水道事業	247	0	104	143
3 交通事業	1,611	187	295	1,129
4 電気事業・ガス事業	202	0	86	116
5 港湾整備事業	509	156	29	324
6 病院事業・介護サービス事業	4,614	1,080	1,476	2,058
7 市場事業・と畜場事業	235	0	46	189
8 地域開発事業	622	0	0	622
9 下水道事業	11,904	3,257	3,477	5,170
10 観光その他事業	134	0	7	127
計	25,121	7,250	7,349	10,522
合計	75,005	18,837	12,320	43,848
三 臨時財政対策債	40,452	9,708	5,744	25,000
四 退職手当債	800	0	0	800
総計	116,257	28,545	18,064	69,648

平成 29 年度地方債計画資金区分  
(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	平成 29 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	158	114	44
災 害 復 旧 事 業	18	18	0
一 般 単 独 事 業	3	0	3
計	179	132	47
公 営 企 業 債			
水 道 事 業	0	0	0
市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	1	0	1
下 水 道 事 業	8	3	5
計	9	3	6
合 計	188	135	53
被 災 施 設 借 換 債	0	0	0
総 計	188	135	53

平成 29 年度地方債計画資金区分  
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円)

項 目	平成 29 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,443	4,637	446	11,360
2 公営住宅建設事業	1,288	406	164	718
3 災害復旧事業	891	891	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	1,192	315	1,884
(1) 学校教育施設等	1,245	614	87	544
(2) 社会福祉施設	383	0	143	240
(3) 一般廃棄物処理	656	446	85	125
(4) 一般補助施設等	567	132	0	435
(5) 施設(一般財源化分)	540	0	0	540
5 一般単独事業	21,930	0	4,093	17,837
(1) 一般	2,798	0	109	2,689
(2) 地域活性化	690	0	108	582
(3) 防災対策	871	0	136	735
(4) 地方道路等	3,221	0	319	2,902
(5) 旧合併特例	6,200	0	965	5,235
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	3,150	0	778	2,372
6 辺地及び過疎対策事業	4,975	4,593	0	382
(1) 辺地対策	475	475	0	0
(2) 過疎対策	4,500	4,118	0	382
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調整	100	0	0	100
計	50,063	11,719	5,018	33,326
二 公営企業債				
1 水道事業	5,043	2,570	1,829	644
2 工業用水道事業	247	0	104	143
3 交通事業	1,611	187	295	1,129
4 電気事業・ガス事業	202	0	86	116
5 港湾整備事業	509	156	29	324
6 病院事業・介護サービス事業	4,614	1,080	1,476	2,058
7 市場事業・と畜場事業	236	0	47	189
8 地域開発事業	622	0	0	622
9 下水道事業	11,912	3,260	3,482	5,170
10 観光その他事業	134	0	7	127
計	25,130	7,253	7,355	10,522
合計	75,193	18,972	12,373	43,848
三 被災施設借換債	0	0	0	0
四 臨時財政対策債	40,452	9,708	5,744	25,000
五 退職手当債	800	0	0	800
総計	116,445	28,680	18,117	69,648

当中間事業年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	当中間事業年度貸付額	
		金 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	86,300	59,254	8.3
公営住宅事業	17,600	17,437	2.4
全国防災事業	10,600	8,058	1.1
学校教育施設等整備事業	17,600	15,247	2.1
社会福祉施設整備事業	15,100	14,097	2.0
一般廃棄物処理事業	16,700	12,499	1.8
一般補助施設整備等事業	—	761	0.1
一般事業	7,800	8,977	1.3
地域活性化事業	9,400	10,199	1.4
防災対策事業	14,000	14,790	2.1
地方道路等整備事業	29,800	39,392	5.5
合併特例事業	70,500	86,273	12.1
緊急防災・減災事業	150,400	113,933	16.0
公共施設等適正管理推進事業	37,100	12,562	1.8
計	482,900	413,480	58.0
臨時財政対策債	573,400	140,183	19.7
(一般会計債等分計)	1,056,300	553,662	77.7
公営企業債			
水道事業(上水道)	149,900	8,223	1.2
(簡易水道)	22,400	7,700	1.1
交通事業(一般交通)	1,300	996	0.1
(都市高速鉄道)	24,900	0	0.0
病院事業	127,100	33,507	4.7
下水道事業	325,700	99,962	14.0
工業用水道事業	10,100	445	0.1
電気事業	4,300	1,014	0.1
ガス事業	2,800	5	0.0
介護サービス事業	3,100	547	0.1
市場事業	8,000	4,137	0.6
と畜場事業	1,000	255	0.0
駐車場事業	100	414	0.1
小 計	680,700	157,203	22.1
港湾整備事業	2,200	1,779	0.2
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	800	200	0.0
小 計	3,000	1,979	0.3
計	683,700	159,182	22.3
被災施設借換債	—	0	0.0
合 計	1,740,000	712,844	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	当中間事業年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	137,016	19.2
政令指定都市	37,625	5.3
市及び特別区	444,018	62.3
町村	82,880	11.6
企業団・組合等	11,307	1.6
計	712,844	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	219,325	829,731	247,948	174,985
公社貸付	219	4,568	219	396
計	219,544	834,299	248,167	175,381
長期貸付繰上償還				
一般貸付	99	1,438	1	0
公社貸付	-	-	-	-
計	99	1,438	1	0
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	219,643	835,737	248,168	175,381

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	431,188	1.8	水道事業	3,374,062	14.3
公営住宅事業	311,662	1.3	一般交通事業	9,865	0.0
全国防災事業	157,922	0.7	都市高速鉄道事業	1,089,546	4.6
学校教育施設等整備事業	53,984	0.2	病院事業	901,719	3.8
社会福祉施設整備事業	98,702	0.4	下水道事業	7,645,141	32.4
一般廃棄物処理事業	28,614	0.1	工業用水道事業	187,775	0.8
一般補助施設整備等事業	812	0.0	電気事業	46,587	0.2
一般事業	71,312	0.3	ガス事業	34,044	0.1
臨時河川等整備事業	55,512	0.2	港湾整備事業	54,003	0.2
臨時高等学校整備事業	24,271	0.1	介護サービス事業	22,019	0.1
臨時地方道整備事業	1,294,632	5.5	市場事業	83,027	0.4
地域活性化事業	63,936	0.3	と畜場事業	10,628	0.1
防災対策事業	157,060	0.7	観光施設事業	3,547	0.0
地方道路等整備事業	516,914	2.2	駐車場整備事業	22,771	0.1
合併特例事業	1,030,412	4.4	産業廃棄物処理事業	419	0.0
緊急防災・減災事業	755,023	3.2	一般貸付計	23,553,562	99.8
公共施設最適化事業	14,920	0.1	道路公社	43,567	0.2
臨時財政対策債	5,001,532	21.2	公社貸付計	43,567	0.2
			合計	23,597,128	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末の都道府県別長期貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	286	442,205	5,204	698,810	8,121	207,295	303	28,532	-	-	13,914	1,376,842
青森	201	34,452	2,000	250,984	1,406	46,004	108	13,660	-	-	3,715	345,100
岩手	239	56,526	2,716	253,825	750	29,947	226	18,415	-	-	3,931	358,714
宮城	362	137,561	4,696	416,217	2,625	51,788	129	8,118	-	-	7,812	613,684
秋田	209	23,091	4,626	259,649	1,118	12,605	8	256	-	-	5,961	295,600
山形	233	79,961	2,735	172,380	1,913	36,546	157	6,952	3	2	5,041	295,841
福島	414	78,642	3,600	258,474	3,043	55,887	196	21,638	3	87	7,256	414,727
茨城	485	132,997	6,624	445,763	1,387	42,406	257	23,941	2	87	8,755	645,192
栃木	269	60,504	3,231	220,390	793	26,353	11	3,252	7	235	4,311	310,734
群馬	274	44,520	3,480	195,575	1,800	36,761	206	19,853	-	-	5,760	296,709
埼玉	254	238,870	6,270	664,886	1,701	52,554	313	18,870	9	233	8,547	975,414
千葉	402	109,216	5,074	666,202	857	25,329	401	42,569	7	1,235	6,741	844,551
東京	119	142,641	2,126	313,973	178	5,591	30	16,973	-	-	2,453	479,178
神奈川	225	199,754	3,083	859,713	1,079	41,204	64	66,129	-	-	4,451	1,166,800
新潟	266	50,917	8,234	482,457	952	19,890	156	14,428	-	-	9,608	567,692
富山	274	29,773	3,786	306,067	555	24,159	146	13,991	9	173	4,770	374,163
石川	168	33,847	2,784	206,460	1,241	44,804	27	3,530	-	-	4,220	288,641
福井	240	41,029	2,178	150,586	856	13,571	70	3,426	-	-	3,344	208,612
山梨	153	41,869	2,970	115,706	1,039	15,837	155	6,458	-	-	4,317	179,870
長野	244	37,918	4,220	274,242	3,167	65,989	179	14,766	7	278	7,817	393,193
岐阜	221	158,240	4,344	217,530	1,256	37,527	11	1,266	-	-	5,832	414,563
静岡	352	57,434	5,068	368,931	750	25,482	76	9,928	7	405	6,253	462,180
愛知	274	228,907	5,204	650,039	875	25,106	96	3,973	43	21,047	6,492	929,071
三重	402	149,561	4,020	294,020	1,065	28,249	31	4,989	-	-	5,518	476,819
滋賀	202	76,090	4,261	237,262	600	14,589	122	7,090	-	-	5,185	335,031
京都	197	37,441	3,562	476,828	1,068	28,870	28	6,222	8	447	4,863	549,807
大阪	111	139,283	5,605	1,404,332	933	34,808	301	74,882	15	3,460	6,965	1,656,766
兵庫	324	426,554	7,855	954,022	2,026	86,070	446	57,685	34	2,214	10,685	1,526,545
奈良	283	116,797	2,389	182,825	1,919	59,213	31	5,988	-	-	4,622	364,823
和歌山	115	44,951	1,670	209,150	1,418	57,232	84	7,171	-	-	3,287	318,504
鳥取	325	70,117	1,280	105,347	1,824	47,002	33	2,923	-	-	3,462	225,389
島根	277	104,082	2,624	212,952	303	8,616	71	3,847	-	-	3,275	329,498
岡山	289	105,308	4,625	368,854	1,282	30,067	109	18,766	-	-	6,305	522,995
広島	427	181,361	4,336	488,866	902	29,874	11	1,652	17	5,390	5,693	707,143
山口	425	56,638	4,294	276,340	608	12,651	114	7,972	-	-	5,441	353,602
徳島	193	48,233	1,396	118,423	809	28,478	3	55	-	-	2,401	195,189
香川	231	25,874	2,110	121,416	868	24,068	21	5,433	-	-	3,230	176,792
愛媛	100	24,865	2,283	200,072	616	23,816	17	1,180	-	-	3,016	249,933
高知	144	91,095	1,591	141,089	738	23,443	10	9,842	-	-	2,483	265,469
福岡	103	126,631	4,898	904,063	2,170	103,091	264	23,019	25	8,006	7,460	1,164,810
佐賀	61	34,177	1,619	162,735	648	30,639	97	10,855	-	-	2,425	238,407
長崎	147	56,184	2,745	276,185	685	18,961	15	3,546	7	238	3,599	355,113
熊本	162	63,065	2,705	198,865	1,594	47,874	37	2,728	5	30	4,503	312,562
大分	107	21,871	2,243	147,487	183	6,660	-	-	-	-	2,533	176,018
宮崎	155	71,262	2,032	149,946	728	19,625	11	1,043	-	-	2,926	241,877
鹿児島	180	136,633	2,350	170,591	816	24,951	18	2,794	-	-	3,364	334,969
沖縄	246	98,143	1,517	155,601	872	25,195	54	3,055	-	-	2,689	281,994
合計	11,370	4,767,094	168,263	16,406,129	62,137	1,756,677	5,253	623,661	208	43,567	247,231	23,597,128

(注) 1 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(289件、70,464百万円)を含みます。

(注) 2 四捨五入により計において一致しないことがあります。

③資金調達状況

当中間事業年度における地方金融機構債の発行による調達総額は5,934億円（発行価額ベース。以下同じ。）であり、その内訳は10年債1,200億円、20年債700億円、5年債200億円、30年債100億円、FLIP1,520億円、MTNプログラム2,214億円（額面ベースでは2,219億円（ともに円換算後））となっております。なお、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行による調達額は10年債1,250億円、20年債1,450億円となっております。

また、公庫から承継した既往の政府保証債の借換えを行うための政府保証債の発行による調達総額は4,152億円であり、その内訳は政府保証債10年債3,050億円、同4年債1,102億円を発行しました。

この結果、当中間事業年度末において機構債券の発行残高は、20兆2,514億円、長期借入金の借入残高は1,455億円となっております。

なお、当中間事業年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりです。

(注) FLIP (Flexible Issuance Program: 柔軟な起債運営)

FLIPは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

(注) MTN プログラム

MTNプログラムとは、Medium Term Note プログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を行うことができるプログラムです。

また、MTNプログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、すべて円建てにしております。

当中間事業年度債券発行状況

(地方金融機構債 (公募国内債))

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第95回	10年	200	0.200	100	H29. 4. 20	H39. 4. 28
第96回	10年	200	0.205	100	H29. 5. 23	H39. 5. 28
第97回	10年	200	0.205	100	H29. 6. 20	H39. 6. 28
第98回	10年	200	0.250	100	H29. 7. 21	H39. 7. 28
第99回	10年	200	0.225	100	H29. 8. 18	H39. 8. 27
第100回	10年	200	0.165	100	H29. 9. 22	H39. 9. 28
第59回	20年	150	0.669	100	H29. 4. 20	H49. 4. 28
第60回	20年	200	0.616	100	H29. 6. 20	H49. 6. 26
第61回	20年	150	0.673	100	H29. 7. 21	H49. 7. 28
第62回	20年	200	0.592	100	H29. 9. 22	H49. 9. 28
第21回	5年	200	0.010	100	H29. 4. 20	H34. 4. 28
第4回	30年	100	0.946	100	H29. 4. 20	H59. 4. 26
F355回	6年	30	0.020	100	H29. 4. 26	H34. 11. 28
F356回	7年	100	0.040	100	H29. 4. 26	H36. 4. 26
F357回	12年	60	0.230	100	H29. 4. 26	H41. 3. 19
F358回	13年	30	0.285	100	H29. 4. 26	H42. 4. 26

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F359回	19年	30	0.575	100	H29. 4.26	H48. 9.19
F360回	21年	30	0.623	100	H29. 4.26	H50. 3.19
F361回	5年	60	0.010	100	H29. 4.27	H34. 6.20
F362回	6年	30	0.020	100	H29. 4.27	H34. 11.18
F363回	6年	30	0.020	100	H29. 4.27	H34. 11.24
F364回	6年	30	0.020	100	H29. 4.27	H34. 11.25
F365回	6年	30	0.020	100	H29. 4.27	H34. 11.29
F366回	6年	30	0.020	100	H29. 4.27	H35. 3.28
F367回	6年	80	0.020	100	H29. 4.27	H35. 4.28
F368回	12年	30	0.252	100	H29. 4.27	H41. 4.27
F369回	15年	30	0.408	100	H29. 4.27	H44. 9.23
F370回	3年	30	0.005	100	H29. 5.31	H32. 11.30
F371回	6年	30	0.050	100	H29. 7.27	H35. 2.15
F372回	6年	30	0.050	100	H29. 7.27	H35. 2.17
F373回	6年	30	0.050	100	H29. 7.27	H35. 2.23
F374回	8年	30	0.101	100	H29. 7.27	H37. 5.30
F375回	9年	100	0.195	100	H29. 7.27	H38. 6.19
F376回	11年	30	0.218	100	H29. 7.31	H40. 2.25
F377回	13年	30	0.340	100	H29. 7.27	H42. 7.29
F378回	21年	30	0.675	100	H29. 7.27	H50. 2.26
F379回	21年	30	0.671	100	H29. 7.27	H50. 3.19
F380回	5年	80	0.010	100	H29. 7.28	H34. 9.28
F381回	6年	30	0.050	100	H29. 7.28	H35. 2.24
F382回	6年	30	0.050	100	H29. 7.28	H35. 2.27
F383回	6年	30	0.050	100	H29. 7.28	H35. 2.28
F384回	6年	30	0.050	100	H29. 7.28	H35. 5.30
F385回	11年	30	0.222	100	H29. 7.31	H40. 2.28
F386回	11年	30	0.249	100	H29. 7.28	H40. 7.28
F387回	15年	30	0.414	100	H29. 7.28	H44. 7.28
F388回	19年	30	0.564	100	H29. 7.31	H48. 3.31
F389回	28年	200	0.874	100	H29. 8.30	H57. 8.30

償還方法：満期一括償還

## (地方金融機構債 (MTNプログラムによる債券))

区分 回数	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円) ※				
第57回	5年	米ドル	1,095	2.625	99.823	H29. 4. 20	H34. 4. 20
第58回	10年	豪ドル	19	3.418	100	H29. 6. 26	H39. 6. 21
第59回	3年	米ドル	1,105	2.000	99.740	H29. 9. 8	H32. 9. 8

※ 円換算後の発行額は回数ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

## (地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第87回	10年	200	0.230	100	H29. 4. 20	H39. 4. 20
A号第88回	10年	200	0.235	100	H29. 5. 23	H39. 5. 21
A号第89回	10年	200	0.235	100	H29. 6. 19	H39. 6. 18
A号第90回	10年	100	0.280	100	H29. 7. 21	H39. 7. 21
A号第91回	10年	100	0.255	100	H29. 8. 18	H39. 8. 18
A号第92回	10年	100	0.195	100	H29. 9. 22	H39. 9. 22
B号第18回	10年	40	0.230	100	H29. 4. 20	H39. 4. 20
B号第19回	10年	35	0.235	100	H29. 5. 23	H39. 5. 21
B号第20回	10年	50	0.235	100	H29. 6. 19	H39. 6. 18
B号第21回	10年	85	0.280	100	H29. 7. 21	H39. 7. 21
B号第22回	10年	85	0.255	100	H29. 8. 18	H39. 8. 18
B号第23回	10年	55	0.195	100	H29. 9. 22	H39. 9. 22
C号第18回	20年	65	0.689	100	H29. 4. 20	H49. 4. 20
C号第19回	20年	55	0.679	100	H29. 5. 23	H49. 5. 22
C号第20回	20年	75	0.636	100	H29. 6. 19	H49. 6. 19
C号第21回	20年	130	0.693	100	H29. 7. 21	H49. 7. 21
C号第22回	20年	145	0.646	100	H29. 8. 18	H49. 8. 18
C号第23回	20年	80	0.612	100	H29. 9. 22	H49. 9. 18
D号第13回	20年	200	0.689	100	H29. 4. 20	H49. 4. 20
D号第14回	20年	200	0.679	100	H29. 5. 23	H49. 5. 22
D号第15回	20年	200	0.636	100	H29. 6. 19	H49. 6. 19
D号第16回	20年	100	0.693	100	H29. 7. 21	H49. 7. 21
D号第17回	20年	100	0.646	100	H29. 8. 18	H49. 8. 18
D号第18回	20年	100	0.612	100	H29. 9. 22	H49. 9. 18

A、D号債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

B、C号債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券  
償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第95回	10年	550	0.140	100	H29. 4. 17	H39. 4. 16
第96回	10年	500	0.110	100	H29. 5. 22	H39. 5. 21
第97回	10年	500	0.130	100	H29. 6. 14	H39. 6. 14
第98回	10年	500	0.160	100	H29. 7. 18	H39. 7. 16
第99回	10年	500	0.155	100	H29. 8. 15	H39. 8. 13
第100回	10年	500	0.090	100	H29. 9. 19	H39. 9. 17
第8回	4年	600	0.001	100.20	H29. 6. 29	H33. 6. 29
第9回	4年	500	0.001	100.16	H29. 9. 27	H33. 9. 27

※ 政府保証債の実績は額面ベースにて記載

償還方法：満期一括償還

## 2【対処すべき課題】

当機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

(2) 地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

(3) 資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

これを踏まえた、平成29年度事業実施方針並びに平成29年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりです。

## ①平成 29 年度事業実施方針

地方公共団体金融機構（以下、「機構」という。）は、地方債計画に基づく多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、地方公共団体における民間金融機関等からの資金調達等に関し積極的に支援し、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関としてその使命を十分に果たすことを目指す。

### I 平成 29 年度の貸付けについて

#### 1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興に向けた地方公共団体の取組を支援するとともに、地方公共団体が緊急に取り組む防災・減災等の事業を引き続き推進する。

#### 2. 平成 29 年度貸付計画の概要

平成 29 年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 18,064 億円、東日本大震災分 53 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、17,400 億円を計上する（平成 28 年度貸付計画額 16,900 億円から 500 億円、3.0%の増。詳細は表 1 のとおり）。

##### (1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業債、地域活性化事業債、防災対策事業債、地方道路等整備事業債、合併特例事業債、緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理推進事業債、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等債、公営住宅事業債、全国防災事業債、学校教育施設等整備事業債、社会福祉施設整備事業債及び一般廃棄物処理事業債の事業種別に応じ、所要額を計上する。

また、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

##### (2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

##### (3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

#### 3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

また、貸付条件の多様化を踏まえ、適切な資金調達手法を選択できるよう、相談・助言機能の充実を図る。

#### 4. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

#### 5. 被災繰上償還のための借換債

旧公営企業金融公庫資金及び機構資金によって取得した施設が東日本大震災等により滅失し繰上償還を行う場合、その財源に充てるために起こされる被災施設借換債に機構資金の貸付けを行う（民間等資金により難しい事情がある場合に限る）。

(表1)

## 平成29年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名		区分	平成29年度	平成28年度	差引	増減率	【参考】
			計画額 (A)	計画額 (B)	(A)-(B)=(C)	(C) / (B) × 100	平成29年度 地方債 計画計上額
一般 会 計 債	公共事業等		863	545	318	58.3	446
	公営住宅事業		176	165	11	6.7	164
	全国防災事業		106	239	△133	△55.6	-
	学校教育施設等整備事業		176	95	81	85.3	87
	社会福祉施設整備事業		151	144	7	4.9	143
	一般廃棄物処理事業		167	148	19	12.8	85
	一般事業		78	77	1	1.3	109
	地域活性化事業		94	74	20	27.0	108
	防災対策事業		140	143	△3	△2.1	136
	地方道路等整備事業		298	384	△86	△22.4	319
	合併特例事業		705	918	△213	△23.2	965
	緊急防災・減災事業		1,504	1,527	△23	△1.5	1,678
	公共施設等適正管理推進事業		371	55	316	574.5	778
計			4,829	4,514	315	7.0	5,018
臨時財政対策債			5,734	5,879	△145	△2.5	5,744
(一般会計債等分計)			10,563	10,393	170	1.6	10,762
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)		1,499	1,488	11	0.7	1,591
	水道事業(簡易水道)		224	197	27	13.7	238
	交通事業(一般交通)		13	10	3	30.0	14
	交通事業(都市高速鉄道)		249	250	△1	△0.4	281
	病院事業		1,271	1,265	6	0.5	1,441
	下水道事業		3,257	2,957	300	10.1	3,482
	工業用水道事業		101	82	19	23.2	104
	電気事業		43	44	△1	△2.3	52
	ガス事業		28	29	△1	△3.4	34
	介護サービス事業		31	14	17	121.4	35
	市場事業		80	113	△33	△29.2	42
	と畜場事業		10	18	△8	△44.4	5
	駐車場事業		1	1	0	0.0	0
	小計			6,807	6,468	339	5.2
港湾整備事業			22	31	△9	△29.0	29
観光施設事業・産業廃棄物処理事業			8	4	4	100.0	7
小計			30	35	△5	△14.3	36
計			6,837	6,503	334	5.1	7,355
被災施設借換債			-	4	△4	皆減	-
計			17,400	16,900	500	3.0	18,117 (前年度比△0.2%)

注1) 事業等名は、平成29年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。

注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計193億円を計上した。

注4) 上記のほか、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。

## II 平成 29 年度の資金調達について

### 1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

### 2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら資金調達を行う。

また、日本銀行の一連の金融政策によりこれまでにない低金利の状況が継続する中、投資家の需要など市場環境が大きく変化し、国内外の政治・経済情勢も不透明であることを踏まえ、実際に資金調達を行うに当たっては、引き続き弾力的・機動的に対応していくこととする。

#### (1) 資金調達手段の多様化

##### ① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

##### ② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、定例債として 5 年債、10 年債、20 年債、30 年債を発行するとともに、引き続き F L I P (Flexible Issuance Program) による投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行する。

長期借入については、資金調達手段の多様化の一環として引き続き活用する。

加えて、フレックス枠については、定例債の増額やスポット債の発行に活用するなど、引き続き市場の動向に応じて、より一層機動的な発行に努める。

##### ③ 多様な市場における債券発行

J F M ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

#### (2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

##### ① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

##### ② 積極的な I R の実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの確固たる信認を維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等の I R を積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対する I R についても積極的に実施する。

##### ③ 資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年度の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の 8 月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、各四半期が始まる 1 月前までに、その各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表する。

#### (3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

### 3. 平成 29 年度資金調達計画の概要

- (1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、平成 29 年度においては、表 2 のとおり公募債を 8,400 億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を 5,000 億円発行するほか、長期借入を 100 億円行う予定である。
- (2) 公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 29 年度においては、公庫債権金利変動準備金 4,000 億円を国に納付するために必要な資金について、政府保証債の発行により確保することも踏まえ、表 2 のとおり 7,650 億円を発行する予定である。

## 平成29年度資金調達計画

## 1. 地方金融機構債

## (1) 公募債

債券の種類	平成29年度	平成28年度
国内債	5,500億円	6,000億円
10年債	2,100億円	2,400億円
20年債	1,000億円	1,200億円
5年債	200億円	200億円
30年債	200億円	200億円
FLIP	2,000億円	2,000億円
国外債	2,000億円	2,200億円
フレックス枠	900億円	1,300億円
計	8,400億円	9,500億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

※ 平成28年度については、当初計画額を計上（以下、同じ）。

## (2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	平成29年度	平成28年度
地共連引受債	3,000億円	3,000億円
10年債	1,500億円	1,500億円
20年債	1,500億円	1,500億円
地共済引受債	2,000億円	1,200億円
10年債	800億円	400億円
20年債	1,200億円	800億円
計	5,000億円	4,200億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

## 2. 長期借入

平成29年度	平成28年度
100億円	300億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

## 3. 政府保証債

債券の種類	平成29年度	平成28年度
10年債	6,050億円	2,400億円
8年債	—	1,200億円
6年債	—	2,000億円
4年債	1,600億円	400億円
計	7,650億円	6,000億円

### Ⅲ 平成 29 年度の地方支援業務について

#### 1. 基本的な考え方

地方公共団体のニーズにあわせて、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な支援を実施し、地方公共団体の期待に幅広く応えていく。

#### 2. 平成 29 年度地方支援業務の概要

拡大・多様化する地方公共団体のニーズを踏まえ、引き続き、人材育成、実務支援、調査研究、情報発信の 4 つを業務の柱として実施する。

平成 29 年度は、喫緊の課題である地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定及び地方公会計制度に係る統一的な基準導入に係る支援や自治体財政に関するテーマを題材とした JFM 地方自治体財政セミナーなどを充実させるほか地方財政に関する調査研究、地域金融に関する調査など地方公共団体の財政健全化に資する新たな調査研究を実施する。

##### (1) 人材育成

地方公共団体の職員が各団体において、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー等を実施する。

###### ① JFM 地方自治体財政セミナー

地方公共団体にとって関心の高い地方財政に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを実施し、地方公共団体の職員の能力向上を図る。

###### ② 各種研修会

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門研修及び資金運用入門研修等の集合研修を実施する。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催による宿泊型研修を実施する。

###### ③ 出前講座

地方公共団体に機構職員や外部有識者等を講師として派遣し、その団体の要望に応じたテーマで講義を実施する。

###### ④ 学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識に資する教材をホームページを通じて提供する。

##### (2) 実務支援

自治体ファイナンス・アドバイザーや特定のテーマに知見を有する外部有識者等の専門家が、地方公共団体からの要望に応じて、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け、きめ細かな支援を提供する。

###### ① 財政運営や資金調達等に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を行う。

また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行う。

###### ② 地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定の支援のための専門家の派遣

都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、新たに地方公営企業会計の適用や経営戦略の策定を行う地方公共団体を支援する。

###### ③ 地方公会計制度に係る統一的な基準に基づく財務書類等の作成の支援

地方公共団体の経営改善を促進するため、複式簿記・発生主義に基づく新たな地方公会計の整備が進められていることから、地方公共団体情報システム機構と連携した共通のソフトウェアの地方公共団体への提供や、都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、統一的な基準に基づく財務書類等の作成を行う地方公共団体を支援する。

(3) 調査研究

地方公共団体の財政運営や地方金融に関する総合的な研究を実施し、その成果を地方公共団体へ還元する。

① 地方財政に関する調査研究(総務省等との共同研究)

総務省が各公営企業に対して平成 32 年度までに策定を要請している経営戦略について、各団体の策定作業を加速化させるための方策など、地方の財政運営に関する調査研究を総務省等と共同で実施する。

② 地域金融に関する調査研究

地方公共団体に対する貸付等、地域金融機関の動向・課題等の調査研究や銀行からの借入等に関する調査等を実施する。

③ 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方公共団体の資金調達の仕組みと現状について、その背景にある地方債制度、地方財政制度や海外の地方金融公社等の経営状況の最新動向とともに調査研究を実施する。

(4) 情報発信

ホームページ等を効果的に活用することにより情報発信を強化し、地方支援業務を積極的に周知するとともに、地方公共団体が資金調達など財政運営の健全性を確保する上で参考となる経済・金融データ、金融知識、取組事例等を提供する。

## IV 平成 29 年度のリスク管理及び内部統制について

### 1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

### 2. リスク管理の基本スタンス

#### (1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

#### (2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は期間 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

#### (3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

#### (4) 災害対策

東日本大震災等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

### 3. 内部統制の基本スタンス

機構の業務全体に係る財務情報を集約した財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

## V 平成 29 年度の組織・体制について

### 1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

### 2. 平成 29 年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対して O J T 研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

②平成29年度事業計画

- 1 平成29年度における貸付金は、1,740,000百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は表1のとおりとする。
- 2 平成29年度における貸付回収金は、1,680,736百万円を予定している。
- 3 平成29年度における資金調達は、非政府保証の地方金融機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）の発行1,340,000百万円、長期借入10,000百万円、政府保証債の発行765,000百万円、合計2,115,000百万円を予定しており、資金調達計画額は表2のとおりとする。
- 4 平成29年度における債券償還金及び長期借入償還金は、1,823,825百万円を予定している。
- 5 平成29年度における地方公共団体の資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題について必要な支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報発信の実施を予定している。
- 6 平成29年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,220百万円を予定している。

(表1)

平成29年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	863
公営住宅事業	176
全国防災事業	106
学校教育施設等整備事業	176
社会福祉施設整備事業	151
一般廃棄物処理事業	167
一般事業	78
地域活性化事業	94
防災対策事業	140
地方道路等整備事業	298
合併特例事業	705
緊急防災・減災事業	1,504
公共施設等適正管理推進事業	371
計	4,829
公営企業債	
水道事業（上水道）	1,499
水道事業（簡易水道）	224
交通事業（一般交通）	13
交通事業（都市高速鉄道）	249
病院事業	1,271
下水道事業	3,257
工業用水道事業	101
電気事業	43
ガス事業	28
介護サービス事業	31
市場事業	80
と畜場事業	10
駐車場事業	1
港湾整備事業	22
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	8
計	6,837
臨時財政対策債	5,734
合計	17,400

注) 上記のほか、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。

## 平成29年度 資金調達計画

## 1 地方金融機構債

## (1) 公募債

債券の種類	平成29年度
国内債	5,500億円
10年債	2,100億円
20年債	1,000億円
5年債	200億円
30年債	200億円
FLIP	2,000億円
国外債	2,000億円
フレックス枠	900億円
計	8,400億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。  
 ※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

## (2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	平成29年度
地共連引受債	3,000億円
10年債	1,500億円
20年債	1,500億円
地共済引受債	2,000億円
10年債	800億円
20年債	1,200億円
計	5,000億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

## 2 長期借入

平成29年度
100億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

## 3 政府保証債

債券の種類	平成29年度
10年債	6,050億円
4年債	1,600億円
計	7,650億円

③平成29年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,159,678
貸付金	1,740,000
債券償還金	1,798,825
長期借入償還金	25,000
事業損金	195,291
事務費	2,589
支払利息	187,996
債券発行費	4,399
元利金支払手数料	306
固定資産取得費	562
国庫納付金	400,000
その他	1
資金収入合計	4,142,031
貸付回収金	1,680,736
地方公共団体金融機構債券	2,105,000
借入金	10,000
事業益金	342,665
公営競技納付金	2,900
雑収入	730
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△17,647
前期末現金預け金等	1,108,795
期末現金預け金等	1,091,148

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

④平成29年度予算

平成29年度の予算は、次のとおりである。

1. 予算総則

- 1 地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は、2,452,500百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券及び長期借入金により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

2. 平成29年度 予定損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	345,527
資金運用収益	342,517
貸付金利息	341,897
有価証券利息及び預け金利息	0
その他の受入利息	621
役務取引等収益	98
その他経常収益	2,912
地方公共団体健全化基金受入額	2,900
その他の経常収益	12
経常費用	195,976
資金調達費用	187,977
債券利息	187,382
借入金利息	594
役務取引等費用	284
その他業務費用	4,074
営業経費	3,642
人件費	907
業務費	1,502
その他の営業経費	1,233
経常利益	149,551
特別利益	626,486
公庫債権金利変動準備金取崩額	620,000
利差補てん積立金取崩額	6,486
特別損失	752,625
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	132,625
国庫納付金	400,000
当期純利益	23,412

(注) 1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 平成29年度 予定貸借対照表  
(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,789,522	債券	20,262,920
有価証券及び現金預け金	1,091,148	借入金	155,500
金融商品等差入担保金	11,177	金融商品等受入担保金	190,269
その他資産	9,068	その他負債	6,080
有形固定資産及び無形固定資産	4,051	地方公共団体健全化基金	920,288
		基本地方公共団体健全化基金	920,288
		特別法上の準備金等	3,104,942
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	870,414
		利差補てん積立金	34,528
		負債の部合計	24,639,999
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	188,313
		一般勘定積立金	188,313
		評価・換算差額等	6,385
		管理勘定利益積立金	53,666
		純資産の部合計	264,966
資産の部合計	24,904,965	負債及び純資産の部合計	24,904,965

(注) 1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

⑤収支に関する中期的な計画 (平成29年度～平成31年度)

(単位：億円)

科 目	29年度計画	30年度計画	31年度計画
経常収益	3,460	3,180	2,990
経常費用	1,960	1,810	1,750
経常利益	1,500	1,370	1,240
特別損益	△1,260	△1,180	△1,040
当期純利益	230	190	200

(注) 1. 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。

2. 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

### 3【事業等のリスク】

本発行者情報概要書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成 29 年 9 月 30 日現在において当機構が判断したものです。

#### ① 信用リスクについて

##### (1) 貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構全体の貸付残高は当中間事業年度末現在で 23 兆 5,971 億円となっておりますが、そのうち 0.2% 程度の 436 億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。当機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっております。

また、機構貸付残高のうち、財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の 0.03%未満となっております。

##### (2) 市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

#### ② 市場リスクについて

##### (1) 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

##### ○借換えに伴う金利リスクへの対応

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。

- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成25年度から平成29年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約4割を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIPやフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っていますが、上記のとおり所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。
- ・なお、法附則第14条の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間で総額6,000億円以内、平成29年度から平成31年度までの3年間で、新たに総額8,000億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

(参考) 平成29年9月30日現在

一般勘定	・資産（貸付）デュレーション 8.35年 ・負債（債券等）デュレーション7.28年 ・デュレーションギャップ1.07年（前年同期比△0.16年）
管理勘定	・資産（貸付）デュレーション 5.72年 ・負債（債券）デュレーション4.52年 ・デュレーションギャップ1.20年（前年同期比△0.34年）
機構全体	・資産（貸付）デュレーション 7.26年 ・負債（債券等）デュレーション6.08年 ・デュレーションギャップ1.18年（前年同期比△0.25年）

○調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

(2) 為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③ 流動性リスク

当機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

#### ④ オペレーショナルリスク

##### (1) 事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

##### (2) システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しております。

##### (3) その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

#### ⑤ 災害等への対応

機構が地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

## 4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

## 5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### ① 重要な会計方針及び見積り

当機構の中間財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成に当たっての会計基準は、「第5【経理の状況】(1)【中間財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりです。

### ② 当中間事業年度の経営成績の分析

#### (当中間事業年度の損益状況)

経常収益は1,745億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益1,744億円です。また、経常費用は992億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用951億円です。この結果、経常利益は753億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰入れのための取崩額2,200億円及び公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額33億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円及び公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額673億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は113億円となっております。

#### (当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の25兆1,119億円、負債の部につきましては、債券等の24兆8,593億円、純資産総額につきましては、地方公共団体出資金等2,526億円を計上しております。

#### (中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが4,526億円の収入、投資活動による

キャッシュ・フローが 497 億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローが 0 億円の収入となりました。  
この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は 1 兆 3,636 億円となりました。

### 第 3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間事業年度末における主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間事業年度末において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等については、次のとおりです。

##### (1) 新設

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内 容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
					総額	既支 払額			
当機構	主たる事 務所	東京都千 代田区	新設	ソフトウ ェア	88	46	自己資金	H29.4	H29.9

##### (2) 除却、売却等

前事業年度末と同様、記載すべき重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

### 第 4 【機構の状況】

#### 1 【出資金等の状況】

当機構の資本金については、機構法第 4 条第 1 項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされております。また、同条第 2 項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされております。

当中間事業年度末の出資金については、次のとおりです。

(平成 29 年 9 月 30 日現在)

	団体数	出資金額 (千円)
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	814	9,197,800
町村等	928	1,037,300
合計	1,789	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

なお、同条第 3 項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされております。

## 2【役員の状況】

### (1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	就任年月日
理事		野島 透	昭和 36 年 6 月 16 日	昭和 60 年 4 月 大蔵省入省 平成 24 年 7 月 財務省大臣官房会計課長 平成 25 年 6 月 財務省九州財務局長 平成 26 年 7 月 独立行政法人都市再生機構理事 平成 28 年 7 月 預金保険機構検査部長 平成 29 年 7 月 地方公共団体金融機構理事	平成 29 年 7 月 1 日

### (2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
理事		成田 康郎	平成 29 年 6 月 30 日

### (3) 役職の異動

該当ありません。

## 第 5【経理の状況】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当機構は、機構法第 37 条第 1 項の規定に基づき、当中間事業年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間事業年度末 平成 28 年 9 月 30 日		当中間事業年度末 平成 29 年 9 月 30 日		前事業年度末 平成 29 年 3 月 31 日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
貸付金	2	23,603,349	94.89	23,597,128	93.97	23,720,021	95.70
有価証券		99,000	0.40	116,000	0.46	166,000	0.67
現金預け金		1,111,260	4.47	1,363,677	5.43	861,226	3.47
金融商品等差入担保金		46,217	0.19	21,357	0.09	24,327	0.10
その他資産		10,436	0.04	9,922	0.04	10,616	0.05
有形固定資産	1	2,654	0.01	2,555	0.01	2,602	0.01
無形固定資産		1,501	0.01	1,328	0.01	1,473	0.01
資産の部合計	3	24,874,418	100.00	25,111,969	100.00	24,786,267	100.00
(負債の部)							
債券		20,019,395	80.48	20,243,899	80.61	19,955,593	80.51
借入金		145,500	0.58	145,500	0.58	170,500	0.69
金融商品等受入担保金		39,799	0.16	99,639	0.40	111,159	0.45
その他負債		7,861	0.03	6,716	0.03	8,379	0.03
賞与引当金		56	0.00	58	0.00	55	0.00
役員賞与引当金		8	0.00	8	0.00	8	0.00
退職給付引当金		46	0.00	46	0.00	45	0.00
役員退職慰労引当金		15	0.00	20	0.00	17	0.00
地方公共団体健全化基金		920,287	3.70	920,287	3.66	920,287	3.71
基本地方公共団体健全化基金		920,287	3.70	920,287	3.66	920,287	3.71
特別法上の準備金等	4	3,513,382	14.12	3,443,137	13.71	3,379,138	13.63
金利変動準備金		1,980,000	7.96	2,200,000	8.76	1,980,000	7.99
公庫債権金利変動準備金		1,488,812	5.99	1,205,451	4.80	1,358,120	5.48
利差補てん積立金		44,570	0.18	37,685	0.15	41,017	0.17
負債の部合計		24,646,353	99.08	24,859,314	98.99	24,545,185	99.03
(純資産の部)							
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		150,135	0.60	177,126	0.70	165,779	0.67
一般勘定積立金		137,900	0.55	165,779	0.66	165,779	0.67
一般勘定中間未処分利益		12,234	0.05	11,346	0.05	—	—
評価・換算差額等		7,662	0.03	5,260	0.02	5,035	0.02
管理勘定利益積立金		53,666	0.22	53,666	0.21	53,666	0.22
管理勘定利益積立金		53,666	0.22	53,666	0.21	53,666	0.22
純資産の部合計		228,065	0.92	252,654	1.01	241,082	0.97
負債及び純資産の部合計		24,874,418	100.00	25,111,969	100.00	24,786,267	100.00

## ②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度 自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日		当中間事業年度 自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日		前事業年度 自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		189,305	100.00	174,582	100.00	376,497	100.00
資金運用収益		189,213		174,436		372,787	
役務取引等収益		73		69		103	
その他業務収益		12		29		36	
その他経常収益		6		47		3,569	
地方公共団体健全化基金受入額		—		38		3,557	
その他の経常収益		6		8		12	
経常費用		110,491	58.37	99,236	56.84	216,284	57.45
資金調達費用		106,547		95,104		208,872	
役務取引等費用		161		151		313	
その他業務費用		2,166		2,352		3,874	
営業経費		1,616		1,627		3,223	
経常利益		78,813	41.63	75,345	43.16	160,213	42.55
特別利益		223,770	118.21	223,331	127.92	427,323	113.50
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	220,000		220,000		420,000	
利差補てん積立金取崩額		3,770		3,331		7,323	
特別損失		290,349	153.38	287,330	164.58	559,658	148.65
金利変動準備金繰入額		220,000		220,000		220,000	
公庫債権金利変動準備金繰入額		70,349		67,330		139,658	
国庫納付金		—		—		200,000	
中間（当期）純利益	1	12,234	6.46	11,346	6.50	27,878	7.40

### ③【中間純資産変動計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
出資者資本				
地方公共団体出資金				
当期首残高		16,602	16,602	16,602
当中間期変動額				
当中間期変動額合計		—	—	—
当中間期末残高		16,602	16,602	16,602
利益剰余金				
一般勘定積立金				
当期首残高		137,900	165,779	137,900
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	27,878
当中間期変動額合計		—	—	27,878
当中間期末残高		137,900	165,779	165,779
一般勘定中間未処分利益				
当期首残高		—	—	—
当中間期変動額				
中間純利益		12,234	11,346	—
当中間期変動額合計		12,234	11,346	—
当中間期末残高		12,234	11,346	—
利益剰余金合計				
当期首残高		137,900	165,779	137,900
当中間期変動額				
中間純利益		12,234	11,346	27,878
当中間期変動額合計		12,234	11,346	27,878
当中間期末残高		150,135	177,126	165,779
出資者資本合計				
当期首残高		154,502	182,381	154,502
当中間期変動額				
中間純利益		12,234	11,346	27,878
当中間期変動額合計		12,234	11,346	27,878
当中間期末残高		166,737	193,728	182,381
評価・換算差額等				
繰延ヘッジ損益				
当期首残高		8,018	5,035	8,018
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	—
出資者資本以外の項目の 当中間期変動額 （純額）		△356	225	△2,983
当中間期変動額合計		△356	225	△2,983
当中間期末残高		7,662	5,260	5,035

### ③【中間純資産変動計算書】

		前中間事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	当中間事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	前事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
管理勘定利益積立金				
当期首残高		53,666	53,666	53,666
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	—
当中間期変動額合計		—	—	—
当中間期末残高		53,666	53,666	53,666
管理勘定中間未処分利益				
当期首残高		—	—	—
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	—
当中間期変動額合計		—	—	—
当中間期末残高		—	—	—
純資産合計				
当期首残高		216,187	241,082	216,187
当中間期変動額				
中間純利益		12,234	11,346	27,878
出資者資本以外の項目の 当中間期変動額 （純額）		△356	225	△2,983
当中間期変動額合計		11,878	11,572	24,894
当中間期末残高		228,065	252,654	241,082

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間事業年度 自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日	当中間事業年度 自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日	前事業年度 自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日
区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
中間純利益		12,234	11,346	27,878
減価償却費		311	323	619
資金運用収益		△189,213	△174,436	△372,787
資金調達費用		106,547	95,104	208,872
賞与引当金の増加額		3	3	2
役員賞与引当金の増加額		0	0	0
退職給付引当金の増加額		12	0	11
役員退職慰労引当金の増加額		5	2	8
地方公共団体健全化基金の減少額		—	△38	△3,557
金利変動準備金の増加額		220,000	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の減少額		△149,650	△152,669	△80,341
利差補てん積立金の減少額		△3,770	△3,331	△7,323
貸付金の純増(△)減		61,163	122,892	△55,509
債券の純増減(△)		218,532	287,219	153,549
借入金の純増減(△)		25,000	△25,000	50,000
資金運用による収入		190,656	175,566	373,725
資金調達による支出		△107,903	△95,922	△208,543
その他		△120,167	△8,409	△29,336
営業活動によるキャッシュ・フロー		263,763	452,652	277,268
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の償還による収入		348,500	249,000	585,400
有価証券の取得による支出		△212,500	△199,000	△516,400
有形固定資産の取得による支出		△1	△4	△2
無形固定資産の取得による支出		△113	△236	△208
投資活動によるキャッシュ・フロー		135,885	49,758	68,789
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
国庫納付による支出		—	—	△200,000
公営競技納付金による収入		—	38	3,557
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	38	△196,442
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額		399,648	502,450	149,615
VI 現金及び現金同等物の期首残高		711,611	861,226	711,611
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高		1,111,260	1,363,677	861,226

重要な会計方針

項目	前中間事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法により行っております。	同左	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 23年～47年 その他 2年～19年  (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左  (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左  (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。  (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。  (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、	(1) 賞与引当金 同左  (2) 役員賞与引当金 同左  (3) 退職給付引当金 同左	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。  (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。  (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、

項目	前中間事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	<p>当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。</p> <p>また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>[1] ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券及び長期借入金</p> <p>[2] ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券</p> <p>[3] ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
	<p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利息の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」です。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。

項目	前中間事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)	当中間事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理	<p>「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>	同左	<p>法第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p>	同左	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
11. 利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左	同左

項目	前中間事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)	当中間事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
12. 管理勘定利益積立金の会計処理	_____	_____	管理勘定において生じた利益については、法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第 2 項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左	同左

追加情報

項目	前中間事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
国庫納付について	_____	_____	<p>法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、平成27年度から平成29年度までの3年間で、総額6,000億円以内を国に帰属させることに加え、平成29年度から平成31年度までの3年間で、新たに総額8,000億円以内を国に帰属させることとなり、平成29年度においては「平成29年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成29年総務省・財務省令第2号)に基づき、同準備金4,000億円を取り崩し、同額を国庫に納付することとなっております(平成28年度は2,000億円)。</p>
厚生年金基金の代行部分返上について	_____	<p>当機構が加入する公庫企業年金基金は、確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成26年10月1日に厚生労働大臣より過去分返上の認可を受け、平成29年9月22日に返還額(最低責任準備金)の現金納付が完了しました。これに伴う、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)第46項を適用した場合に生じる損益への影響はありません。</p>	_____

注記事項等

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間事業年度末 (平成28年9月30日)	当中間事業年度末 (平成29年9月30日)	前事業年度末 (平成29年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	582 百万円	686 百万円	634 百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。</p>	同左	同左
3. 担保提供資産	法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券	法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券	法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券

項目	前中間事業年度末 (平成28年9月30日)	当中間事業年度末 (平成29年9月30日)	前事業年度末 (平成29年3月31日)
	等20,019,395百万円の一般担保に供しております。	等20,243,899百万円の一般担保に供しております。	等19,955,593百万円の一般担保に供しております。
4. 特別法上の準備金等	<p>(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に準ずるものです。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものです。</p> <p>(3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。</p>	<p>(1) 金利変動準備金 同左</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 同左</p> <p>(3) 利差補てん積立金 同左</p>	<p>(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。</p> <p>(3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。</p>

(中間損益計算書関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1. 当期(中間)純利益の勘定別内訳	一般勘定 12,234百万円 管理勘定 ー百万円	一般勘定 11,346百万円 管理勘定 ー百万円	一般勘定 27,878百万円 管理勘定 ー百万円
2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について	――	――	平成28年度においては「平成28年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成28年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、公庫債権金利変動準備金2,000億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。

(金融商品関係)

I 前中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、地方公共団体に対し、最長 40 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄っており、貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早

期是正措置が講じられていること。

- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

## ②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

## [2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

### ①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

#### a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対し、最長 40 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約 4 割を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すことと

しております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。

- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、法附則第 14 条の規定に基づき、総額 6,000 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

#### b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

##### ②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

##### ③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 28 年 9 月 30 日現在、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に相当 する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	22.3% (+1.9%)	△684,163 (△111,192)	△2,207,449 (△281,181)	1,523,286 (+169,989)	3,074,687 (+259,687)

(注) ( ) 内は前年同期比

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a. 将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還等は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b. 指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成 28 年 9 月 30 日現在の国債レートを用いております。

c. アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 28 年 9 月 30 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めおらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 28 年 9 月 30 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 26,550 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 26,899 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、

又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、バーゼルⅢの流動性規制を踏まえ、本来規制の対象外である機構においても、その自主的な取組みとして流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

#### （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）貸付金	23,603,349	26,243,652	2,640,303
（２）有価証券 満期保有目的のもの	99,000	99,000	-
（３）現金預け金	1,111,260	1,111,260	-
（４）金融商品等差入担保金	46,217	46,217	-
資産計	24,859,826	27,500,129	2,640,303
（１）債券	20,019,395	21,180,386	1,160,991
（２）借入金	145,500	149,301	3,801
（３）金融商品等受入担保金	39,799	39,799	-
負債計	20,204,694	21,369,487	1,164,792
デリバティブ取引（＊１） ヘッジ会計が適用されているもの	253	253	-
デリバティブ取引計	253	253	-

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成28年9月30日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	譲渡性預金	99,000	99,000	-
	小計	99,000	99,000	-
合計		99,000	99,000	-

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	68,000	68,000	253	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	55,000	55,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,467,529	1,467,529	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	91,000	-	※2	
合計			1,681,529	1,590,529	253	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

## (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,672,472	1,689,230	1,705,339	1,685,506	1,635,862
有価証券 満期保有目的のもの	99,000	-	-	-	-
預け金	1,111,259	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,732,610	6,898,830	1,575,004	8,493
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

## (注3) 債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,900,536	1,759,890	1,857,643	2,030,343	2,217,271
借入金	25,000	25,000	30,000	10,000	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	7,615,765	2,487,355	139,500	20,000
借入金	55,500	-	-	-

## II 当中間事業年度

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借

換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

### （3）金融商品に係るリスク管理体制

#### 〔1〕信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

##### ①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

##### ②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先

との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

## [2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

### ①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

#### a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約 4 割を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第 14 条の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で総額 6,000 億円以内、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で、新たに総額 8,000 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

#### b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むことと

しております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 29 年 9 月 30 日現在、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	19.3% (△2.9%)	△641,220 (+42,943)	△2,232,348 (△24,898)	1,591,127 (+67,841)	3,319,276 (+244,589)

(注) ( ) 内は前年同期比

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a. 将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還等は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b. 指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価に当たっては、平成 29 年 9 月 30 日現在の国債レートを用いております。

c. アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出に当たっては、平成 29 年 9 月 30 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 29 年 9 月 30 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 18,846 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 19,088 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,597,128	25,485,294	1,888,166
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	116,000	116,000	-
(3) 現金預け金	1,363,677	1,363,677	-
(4) 金融商品等差入担保金	21,357	21,357	-
資産計	25,098,163	26,986,329	1,888,166
(1) 債券	20,243,899	21,085,160	841,260
(2) 借入金	145,500	147,688	2,188
(3) 金融商品等受入担保金	99,639	99,639	-
負債計	20,489,039	21,332,488	843,449
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	349	349	-
デリバティブ取引計	349	349	-

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成29年9月30日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	譲渡性預金	116,000	116,000	-
	小計	116,000	116,000	-
合計		116,000	116,000	-

### (3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

### (2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

### (3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	238,500	238,500	349	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	35,000	35,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,517,517	1,517,517	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	89,000	-	※2	
合計			1,880,017	1,791,017	349	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,700,911	1,736,766	1,745,746	1,711,953	1,644,093
有価証券 満期保有目的のもの	116,000	-	-	-	-
預け金	1,363,677	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,654,304	6,789,261	1,596,072	18,018
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,759,890	1,857,643	2,140,883	2,330,271	2,134,051
借入金	25,000	55,000	10,000	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	7,154,948	2,669,185	178,500	26,000
借入金	55,500	-	-	-

### III 前事業年度

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### [1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

###### ① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、

貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

## ②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

## [2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

### ①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

#### a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機

構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約 4 割を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第 14 条の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で総額 6,000 億円以内、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で、新たに総額 8,000 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出

結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 29 年 3 月 31 日現在、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b)/(e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	22.5% (△2.6%)	△694,839 (+18,531)	△2,222,001 (△57,156)	1,527,162 (+75,687)	3,087,703 (+244,894)

(注) ( ) 内は前年同期比

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a. 将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還等は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b. 指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成 29 年 3 月 31 日現在の国債レートを用いております。

c. アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 29 年 3 月 31 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 29 年 3

月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 23,175 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 23,473 百万円増加するものと考えられます。

### [3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間期の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,720,021	25,765,279	2,045,257
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	166,000	166,000	-
(3) 現金預け金	861,226	861,226	-
(4) 金融商品等差入担保金	24,327	24,327	-
資産計	24,771,575	26,816,832	2,045,257
(1) 債券	19,955,593	20,859,021	903,427
(2) 借入金	170,500	173,095	2,595
(3) 金融商品等受入担保金	111,159	111,159	-
負債計	20,237,252	21,143,276	906,023
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成29年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	譲渡性預金	166,000	166,000	-
	小計	166,000	166,000	-
合計		166,000	166,000	-

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金

利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提示された価格による。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	55,000	55,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,519,932	1,519,932	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	210,000	-	※2	
合計			1,784,932	1,574,932	-	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,685,559	1,713,372	1,726,862	1,701,612	1,643,242
有価証券 満期保有目的のもの	166,000	-	-	-	-
預け金	861,226	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,694,321	6,892,616	1,646,741	15,694
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,773,824	1,804,268	2,058,327	1,951,753	2,185,072
借入金	25,000	80,000	10,000	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	7,459,855	2,556,270	148,500	26,000
借入金	55,500	-	-	-

(有価証券関係)

I 前中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成28年9月30日現在)

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	99,000	99,000	-	-	-

(注)1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## II 当中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 29 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	116,000	116,000	-	-	-

（注）1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## III 前事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 29 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	166,000	166,000	-	-	-

（注）1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## (デリバティブ取引関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
取引の状況に関する事項	<p>1. 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
	<p>[3] ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リ</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
	<p>スクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制</p> <p>デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制</p> <p>デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。</p> <p>また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

## (退職給付関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要			当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
2. 確定給付型の制度			<p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <p>期首における退職給付引当金 33 百万円</p> <p>退職給付費用 19 百万円</p> <p>退職給付の支払額 0 百万円</p> <p>制度への拠出額 8 百万円</p> <p>期末における退職給付引当金 <u>45 百万円</u></p> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表</p> <p>積立型制度の退職給付債務 298 百万円</p> <p>年金資産 <u>△288 百万円</u></p> <p>10 百万円</p> <p>非積立型制度の退職給付債務 35 百万円</p> <p>貸借対照表に計上された負債と資産の純額 <u>45 百万円</u></p> <p>退職給付引当金 45 百万円</p> <p>貸借対照表に計上された負債と資産の純額 <u>45 百万円</u></p>

項目	前中間事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
			(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給 付費用  19百万円

(重要な後発事象)

項目	前中間事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
国庫納付について	平成 27 年度から平成 29 年度まで 3 年間に、総額 6,000 億円以内で、法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成 28 年度においては「平成 28 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成 28 年総務省・財務省令第 1 号)に基づき、同準備金 2,000 億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。	法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、総額 6,000 億円以内を国に帰属させることに加え、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で、新たに総額 8,000 億円以内を国に帰属させることとなり、平成 29 年度においては「平成 29 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成 29 年総務省・財務省令第 2 号)に基づき、同準備金 4,000 億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。	

(勘定別情報関係)

I 前中間事業年度

勘定別情報 (中間貸借対照表関係)

(平成 28 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	12,915,117	10,688,232		23,603,349
有価証券	99,000			99,000
現金預け金	1,111,260			1,111,260
金融商品等差入担保金	46,217			46,217
その他資産	4,064	6,372		10,436
有形固定資産	2,654			2,654
無形固定資産	1,501			1,501
一般勘定貸		724,616	△ 724,616	
資産の部合計	14,179,814	11,419,221	△ 724,616	24,874,418
負債の部				
債券	10,193,094	9,826,300		20,019,395
借入金	145,500			145,500
金融商品等受入担保金	39,799			39,799
その他負債	1,989	5,871		7,861
賞与引当金	56			56
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	46			46
役員退職慰労引当金	15			15
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	724,616		△ 724,616	
特別法上の準備金等	1,980,000	1,533,382		3,513,382
金利変動準備金	1,980,000			1,980,000
公庫債権金利変動準備金		1,488,812		1,488,812
利差補てん積立金		44,570		44,570
負債の部合計	14,005,414	11,365,555	△ 724,616	24,646,353
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	150,135			150,135
一般勘定積立金	137,900			137,900
一般勘定中間未処分利益	12,234			12,234
評価・換算差額等	7,662			7,662
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	174,399	53,666		228,065
負債及び純資産の部合計	14,179,814	11,419,221	△ 724,616	24,874,418

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
経常収益	67,019	127,293	△ 5,008	189,305
資金運用収益	66,567	122,645		189,213
役務取引等収益	73			73
その他業務収益	12			12
その他経常収益	6			6
管理勘定事務受託費	360		△ 360	
一般勘定貸受取利息		12	△ 12	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		4,635	△ 4,635	
経常費用	54,785	60,714	△ 5,008	110,491
資金調達費用	47,292	59,254		106,547
役務取引等費用	73	88		161
その他業務費用	1,236	929		2,166
営業経費	1,534	81		1,616
管理勘定借支払利息	12		△ 12	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	4,635		△ 4,635	
一般勘定事務委託費		360	△ 360	
経常利益	12,234	66,579		78,813
特別利益	220,000	223,770	△ 220,000	223,770
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		3,770		3,770
特別損失	220,000	290,349	△ 220,000	290,349
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		70,349		70,349
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
中間純利益	12,234			12,234

II 当中間事業年度

勘定別情報（中間貸借対照表関係）

（平成 29 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	14,074,246	9,522,881		23,597,128
有価証券	116,000			116,000
現金預け金	1,363,677			1,363,677
金融商品等差入担保金	21,357			21,357
その他資産	4,325	5,596		9,922
有形固定資産	2,555			2,555
無形固定資産	1,328			1,328
一般勘定貸		678,692	△ 678,692	
資産の部合計	15,583,490	10,207,171	△ 678,692	25,111,969
負債の部				
債券	11,337,965	8,905,934		20,243,899
借入金	145,500			145,500
金融商品等受入担保金	99,639			99,639
その他負債	2,282	4,433		6,716
賞与引当金	58			58
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	46			46
役員退職慰労引当金	20			20
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	678,692		△ 678,692	
特別法上の準備金等	2,200,000	1,243,137		3,443,137
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		1,205,451		1,205,451
利差補てん積立金		37,685		37,685
負債の部合計	15,384,502	10,153,505	△ 678,692	24,859,314
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	177,126			177,126
一般勘定積立金	165,779			165,779
一般勘定中間未処分利益	11,346			11,346
評価・換算差額等	5,260			5,260
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	198,988	53,666		252,654
負債及び純資産の部合計	15,583,490	10,207,171	△ 678,692	25,111,969

（注） 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第 13 条第 4 項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

## 勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	67,073	112,057	△ 4,548	174,582
資金運用収益	66,572	107,863		174,436
役務取引等収益	69			69
その他業務収益	29			29
その他経常収益	45	1		47
地方公共団体健全化基金受入額	38			38
その他の経常収益	6	1		8
管理勘定事務受託費	356		△ 356	
一般勘定貸受取利息		11	△ 11	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		4,181	△ 4,181	
経常費用	55,726	48,058	△ 4,548	99,236
資金調達費用	48,644	46,459		95,104
役務取引等費用	78	73		151
その他業務費用	1,275	1,077		2,352
営業経費	1,535	92		1,627
管理勘定借支払利息	11		△ 11	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	4,181		△ 4,181	
一般勘定事務委託費		356	△ 356	
経常利益	11,346	63,998	-	75,345
特別利益	220,000	223,331	△ 220,000	223,331
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		3,331		3,331
特別損失	220,000	287,330	△ 220,000	287,330
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		67,330		67,330
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
中間純利益	11,346	-	-	11,346

Ⅲ 前事業年度

勘定別情報（貸借対照表関係）

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	13,638,714	10,081,307		23,720,021
有価証券	166,000			166,000
現金預け金	861,226			861,226
金融商品等差入担保金	24,327			24,327
その他資産	4,064	6,551		10,616
有形固定資産	2,602			2,602
無形固定資産	1,473			1,473
一般勘定貸		671,876	△ 671,876	
資産の部合計	14,698,408	10,759,735	△ 671,876	24,786,267
負債の部				
債券	10,654,660	9,300,933		19,955,593
借入金	170,500			170,500
金融商品等受入担保金	111,159			111,159
その他負債	2,382	5,997		8,379
賞与引当金	55			55
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	45			45
役員退職慰労引当金	17			17
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	671,876		△ 671,876	
特別法上の準備金等	1,980,000	1,399,138		3,379,138
金利変動準備金	1,980,000			1,980,000
公庫債権金利変動準備金		1,358,120		1,358,120
利差補てん積立金		41,017		41,017
負債の部合計	14,510,991	10,706,069	△ 671,876	24,545,185
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	165,779			165,779
一般勘定積立金	165,779			165,779
評価・換算差額等	5,035			5,035
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	187,416	53,666		241,082
負債及び純資産の部合計	14,698,408	10,759,735	△ 671,876	24,786,267

（注） 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務

並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

## 勘定別情報（損益計算書関係）

（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
経常収益	137,984	248,271	△ 9,758	376,497
資金運用収益	133,591	239,196		372,787
役務取引等収益	103			103
その他業務収益	36			36
その他経常収益	3,569			3,569
地方公共団体健全化基金受入額	3,557			3,557
その他の経常収益	12			12
管理勘定事務受託費	683		△ 683	
一般勘定貸受取利息		30	△ 30	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		9,044	△ 9,044	
経常費用	110,106	115,936	△ 9,758	216,284
資金調達費用	95,523	113,349		208,872
役務取引等費用	147	165		313
その他業務費用	2,277	1,597		3,874
営業経費	3,082	141		3,223
管理勘定借支払利息	30		△ 30	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	9,044		△ 9,044	
一般勘定事務委託費		683	△ 683	
経常利益	27,878	132,334	-	160,213
特別利益	220,000	427,323	△ 220,000	427,323
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		420,000		420,000
利差補てん積立金取崩額		7,323		7,323
特別損失	220,000	559,658	△ 220,000	559,658
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		139,658		139,658
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
国庫納付金		200,000		200,000
当期純利益	27,878	-	-	27,878

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

当中間事業年度末（平成 29 年 9 月 30 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

### ①資産の部

現金預け金 銀行への預け金 1,363,677 百万円その他です。

その他資産 未収収益 9,446 百万円（貸付金利息 9,197 百万円その他）、その他の資産 475 百万円（金利スワップ資産 360 百万円その他）です。

### ②負債の部

その他負債 未払費用 6,164 百万円（債券利息 6,101 百万円）その他です。

## (3) 【その他】

該当ありません。

## 第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

## 独立監査人の中間監査報告書

平成 29 年 11 月 27 日

地方公共団体金融機構  
理事長 瀧野 欣 彌 殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 田 裕 之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深 田 豊 大	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 修 一 郎	印

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第 37 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 10 期事業年度の中間会計期間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、機構の平成 29 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。
2. 第 5【経理の状況】に掲げられている財務諸表は、独立監査人の監査を受けた財務諸表について、当機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものです。

